

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第39号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成19年岩手県規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別職地方公務員等となった者に関する特例)</p> <p>第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(特別職地方公務員等となった者に関する特例)</p> <p>第11条 条例第5条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する条例第3条第3項の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第3条第1項若しくは地方公務員法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。